

広報かんら

おしらせ版 No.1225



2022年
8月15日号

発行・編集・印刷
甘楽町
(総務課行政係)

※ 掲載する情報は新型コロナウイルス感染症の状況により変更または中止になる場合があります。

お知らせ

道路沿いの樹木の伐採に
ご協力をお願いします

民地の竹や木の枝が、車両や歩行者の通行の障害になっている場合が見受けられます。道路沿いの所有地の状況をご確認いただき、伐採をお願いします。

※所有地の樹木を原因とした事故が発生した場合、所有者の責任が問われる場合があります。

問い合わせ 建設課都市計画係
☎(64) 8322



「子どもの人権110番」
強化週間

8月26日(金)～9月1日(木)

この1週間は、いじめ、体罰、虐待など、子どもの人権に関する相談・悩みごとについての電話相談の取り扱い時間を延長します。対応は、人権擁護委員と法務局職員があたり、秘密は固く守ります。
全国共通専用電話(通話料無料)

☎ 0120・007・110

※IP電話からは接続できません。
受付時間
▼月～金曜日：午前8時30分～午後7時
▼土・日曜日：午前10時～午後5時

前橋地方法務局人権擁護課
問い合わせ
☎ 027・221・4466



ぐーちよきシニアパス
ポートを配布しています

ぐーちよきシニアパスポートを「シニア」協賛店で提示すると、割引などの優遇措置を受けられます。

対象者 県内在住の65歳以上の人
配布場所 にここ甘楽窓口・役場窓口

※本人が来庁し、介護保険被保険者証や運転免許証などの、氏名・住所・生年月日が確認できるものを提示してください。

問い合わせ
にここ甘楽
福祉課福祉係
☎(67) 5162



第11回特別弔慰金の請求
受け付けについて

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、ご遺族に支給する特別弔慰金の請求を受け付けています。

国債の名称 第11回特別弔慰金国債
庫債券「い号」

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

支給対象者 戦没者などの死亡当時の①子②父母③孫④祖父母⑤戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった甥姪などのうち、先順位のご遺族を代表するお一人(令和2年4月1日時点で、公務扶助料や遺族年金などを受け取る人がいない場合に限りです)

請求期間 令和5年3月31日まで

留意事項 既に第11回をご請求された人は再度の手続きは不要です。

請求・問い合わせ

にここ甘楽
福祉課福祉係
☎(67) 5162



広告